

名古屋鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の
上限変更認可申請に係る審議（6回目）

1. 日 時

令和5年7月18日（火） 10:30～10:40

2. 場 所

WEB審議

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 渋武、木村、浅井、本間、宮田、廣井、堤

4. 議事概要

- 令和5年6月1日（木）、同月13日（火）、22日（木）及び27日（火）の審議、7月13日（木）の申請者からの意見聴取並びに同月14日（金）の現地視察を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、名古屋鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請について、認可することが適当であるとの結論を得た。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。